

平成 30 年 5 月 15 日
商 工 中 金

中小企業の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等の実績 ＜平成 30 年 3 月末時点＞

商工中金は、「中小企業団体及びその構成員の金融の円滑化」を目的とする金融機関として、その役割・使命の着実な発揮に取り組んでおります。

商工中金では「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）」*の趣旨を踏まえ、平成 21 年 12 月 7 日から「中小企業金融円滑化相談窓口」を設置するなど、中小企業の皆さまからの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、これまで以上に、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実情に応じた弾力的な対応を行っているところです。

※ 商工中金は同法の対象金融機関ではありません。

同法は平成 25 年 3 月末を以って終了しましたが、法終了後も商工中金の金融円滑化への取組みに係る方針に変更はございません。

引き続き、中小企業の皆さまから信頼され、支持され、これまで以上にお役に立てるよう、役員一同、全力で努力を続けてまいります。

今般、貸付条件の変更等の実績を取りまとめましたので、次のとおり公表いたします。

【貸付条件の変更の申込みを受けた貸付債権の数及び額】

(単位:件、百万円)

貸付条件の変更の申込み		うち、実行に係る貸付債権		うち、謝絶に係る貸付債権		うち、審査中の貸付債権		うち、取下げに係る貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
266,803	9,687,263	254,652	9,261,603	4,019	143,669	3,334	103,021	4,798	178,970

注) 1. 上記計数は、中小企業金融円滑化法第 4 条に準じて、債務の弁済に支障を生じている（または生じるおそれのある）取引先からの貸付条件の変更など債務の弁済に係る負担の軽減の申込みを対象としております。

2. 上記計数には、旧債の借換は含まれておりません。

3. 平成 21 年 12 月 7 日からの累計実績です。